

令和 3 年度

飯能市 一般会計  
特別会計 予算

## 令和3年度飯能市一般会計予算

令和3年度飯能市的一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 市 税		11,882,379
	1 市 民 税	4,883,902
	2 固 定 資 産 税	5,538,665
	3 軽 自 動 車 税	218,567
	4 市 た ば こ 税	430,000
	5 鉱 産 税	1,203
	6 入 湯 税	1,500
	7 都 市 計 画 税	808,542
2 地 方 譲 与 税		248,700
	1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	50,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	151,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	47,700
3 利 子 割 交 付 金		7,600
	1 利 子 割 交 付 金	7,600
4 配 当 割 交 付 金		47,000
	1 配 当 割 交 付 金	47,000

(単位:千円)

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		33,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	33,000
6 法人事業税交付金		45,000
	1 法人事業税交付金	45,000
7 地方消費税交付金		1,610,000
	1 地方消費税交付金	1,610,000
8 ゴルフ場利用税交付金		105,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	105,000
9 環境性能割交付金		28,000
	1 環境性能割交付金	28,000
10 地方特例交付金		95,000
	1 地方特例交付金	95,000
11 地方交付税		3,600,000
	1 地方交付税	3,600,000
12 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13 分担金及び負担金		165,954
	1 負担金	165,954

14 使用料及び手数料		345,221
	1 使用料	209,702
	2 手数料	135,519
15 国庫支出金		4,021,186
	1 国庫負担金	3,226,096
	2 国庫補助金	774,205
	3 委託金	20,885
16 県支出金		1,751,948
	1 県負担金	1,112,810
	2 県補助金	466,609
	3 委託金	172,529
17 財産収入		37,439
	1 財産運用収入	35,438
	2 財産売払収入	2,001
18 寄附金		201,102
	1 寄附金	201,102
19 繰入金		1,048,392
	1 特別会計繰入金	4,805
	2 基本金繰入金	1,043,587

(単位 : 千円)

款	項	金額
20 繰 越 金		750,000
	1 繰 越 金	750,000
21 諸 収 入		568,379
	1 延滞金、加算金及び過料	16,181
	2 市預金利子	295
	3 貸付金元利収入	118,082
	4 受託事業収入	129,824
	5 収益事業収入	50,000
	6 雜 入	253,997
22 市 債		3,498,700
	1 市 債	3,498,700
歳 入	合 計	30,100,000

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 議会費		240,197
	1 議会費	240,197
2 総務費		3,585,678
	1 総務管理費	2,795,996
	2 徴税費	349,008
	3 戸籍住民基本台帳費	247,324
	4 選挙費	144,400
	5 統計調査費	22,018
	6 監査委員費	26,728
	7 行政不服審査費	204
3 民生費		11,060,199
	1 社会福祉費	5,067,056
	2 児童福祉費	4,428,777
	3 生活保護費	1,546,552
	4 災害救助費	5
	5 国民年金費	17,809
4 衛生費		2,495,284
	1 保健衛生費	813,892

(単位:千円)

款	項	金額
	2 環境費	324,630
	3 清掃費	1,356,762
5 労働費		8,976
	1 労働諸費	8,976
6 農林水産業費		397,743
	1 農業費	145,139
	2 林業費	252,604
7 商工費		676,742
	1 商工費	676,742
8 土木費		3,383,385
	1 土木管理費	119,218
	2 道路橋りょう費	1,063,969
	3 河川費	32,926
	4 都市計画費	2,052,502
	5 住宅費	114,770
9 消防費		1,308,565
	1 消防費	1,308,565

10 教育費		2,709,869
	1 教育総務費	501,795
	2 小学校費	619,800
	3 中学校費	492,888
	4 幼稚園費	271,500
	5 社会教育費	348,654
	6 保健体育費	475,232
11 災害復旧費		2,000
	1 土木施設災害復旧費	1,000
	2 農林水産施設災害復旧費	1,000
12 公債費		3,010,660
	1 公債費	3,010,660
13 諸支出金		1,170,702
	1 普通財産取得費	1,170,702
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		30,100,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
市道整備事業	千円 177,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
橋りょう整備事業	129,000	同上	同上	同上
街路整備事業	139,500	同上	同上	同上
消防施設整備事業	16,000	同上	同上	同上
中学校施設整備事業	3,500	同上	同上	同上
土地開発公社所有地取得事業	1,033,000	同上	同上	同上
臨時財政対策	2,000,000	同上	同上	同上
計	3,498,700			

## 令和3年度飯能市国民健康保険特別会計予算

令和3年度飯能市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,660,228千円と定める。
- 2 南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,989千円と定める。
- 3 名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,744千円と定める。
- 4 事業勘定、南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用



第1表 歳入歳出予算

## 事 業 勘 定

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,590,953
	1 国民健康保険税	1,590,953
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		6,310,286
	1 県補助金	6,310,285
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		188
	1 財産運用収入	188
6 繰入金		721,884
	1 他会計繰入金	476,778
	2 基金繰入金	245,106
7 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000

(単位:千円)

款	項	金額
8 諸 収 入		16,915
	1 延滞金、加算金及び過料	11,054
	2 貸付金元利収入	336
	3 雜 入	5,525
歳 入	合 計	8,660,228

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		33,397
	1 総務管理費	23,471
	2 徴税費	9,826
	3 運営協議会費	100
2 保険給付費		6,256,290
	1 療養諸費	5,417,567
	2 高額療養費	810,660
	3 移送費	51
	4 出産育児諸費	21,011
	5 葬祭諸費	7,000
	6 傷病諸費	1
3 国民健康保険事業費納付金		2,232,031
	1 医療給付費分納付金	1,456,643
	2 後期高齢者支援金等分納付金	554,786
	3 介護納付金分納付金	220,602
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5

(単位: 千円)

款	項	金額
5 保 健 事 業 費		121,945
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	72,650
	2 保 健 事 業 費	49,295
6 基 金 積 立 金		189
	1 基 金 積 立 金	189
7 諸 支 出 金		10,371
	1 債 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,371
8 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		8,660,228

## 南高麗診療所勘定

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		44,830
	1 外 来 収 入	34,856
	2 その他の診療収入	9,974
2 使用料及び手数料		175
	1 使用料	66
	2 手数料	109
3 支 払 基 金 交 付 金		374
	1 支 払 基 金 交 付 金	374
4 繰 入 金		22,585
	1 他 会 計 繰 入 金	22,585
5 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
6 諸 収 入		25
	1 雜 入	25
歳 入 合 計		68,989

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		33,057
	1 施設管理費	33,057
2 医業費		34,932
	1 医業費	34,932
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	68,989

## 名栗診療所勘定

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		40,554
	1 外 来 収 入	36,455
	2 その他の診療収入	4,099
2 使用料及び手数料		160
	1 使用料	49
	2 手数料	111
3 支 払 基 金 交 付 金		374
	1 支 払 基 金 交 付 金	374
4 繰 入 金		26,140
	1 他 会 計 繰 入 金	26,140
5 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
6 諸 収 入		516
	1 雜 入	516
歳 入 合 計		68,744

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		37,165
	1 施設管理費	37,165
2 医業費		30,579
	1 医業費	30,579
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		68,744

## 令和3年度飯能市笠縫土地区画整理特別会計予算

令和3年度飯能市の笠縫土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ458, 375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、47, 000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位: 千円)

款	項	金額
1 保 留 地 処 分 金		18,800
	1 保 留 地 処 分 金	18,800
2 国 庫 支 出 金		34,064
	1 国 庫 補 助 金	34,064
3 財 産 収 入		12,240
	1 財 産 売 払 収 入	12,240
4 繰 入 金		321,965
	1 一 般 会 計 繰 入 金	321,965
5 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
6 諸 収 入		6
	1 雜 入	6
7 市 債		61,300
	1 市 債	61,300
歳 入 合 計		458,375

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		37,818
	1 総務管理費	37,818
2 事業費		262,677
	1 事業費	262,677
3 公債費		156,880
	1 公債費	156,880
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		458,375

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	債 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	61,300 千円	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金 融機構資金については、その 融資条件、銀行その他の場合 にはその債権者と協定する ところによる。ただし、市財政 の都合により線上償還し、又 は低利債に借り換えること ができる。
計	61,300			

## 令和3年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計予算

令和3年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143, 286千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位: 千円)

款	項	金額
1 繰 入 金		138,285
	1 一 般 会 計 繰 入 金	138,285
2 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
3 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
歳 入 合 計		143,286

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		646
	1 総務管理費	646
2 事業費		75,479
	1 事業費	75,479
3 公債費		66,161
	1 公債費	66,161
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	143,286



## 令和3年度飯能市岩沢北部土地区画整理特別会計予算

令和3年度飯能市の岩沢北部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,996千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
2 国庫支出金		5,333
	1 国庫補助金	5,333
3 繰入金		160,161
	1 一般会計繰入金	160,161
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		1
	1 雜入	1
6 市債		9,500
	1 市債	9,500
歳入合計		179,996

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		532
	1 総務管理費	532
2 事業費		137,070
	1 事業費	137,070
3 公債費		41,394
	1 公債費	41,394
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		179,996

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 9,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3.0%以内(ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金 融機構資金については、その 融資条件、銀行その他の場合 にはその債権者と協定する ところによる。ただし、市財政 の都合により繰上償還し、又 は低利債に借り換えること ができる。
計	9,500			

## 令和3年度飯能市岩沢南部土地区画整理特別会計予算

令和3年度飯能市の岩沢南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ259, 428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、28, 000千円と定める。

第1表 帳入帳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 保 留 地 处 分 金		14,210
	1 保 留 地 处 分 金	14,210
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3
	1 使 用 料	3
3 国 庫 支 出 金		25,998
	1 国 庫 補 助 金	25,998
4 財 产 収 入		20,300
	1 財 产 売 払 収 入	20,300
5 繰 入 金		162,516
	1 一 般 会 計 繰 入 金	162,516
6 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
7 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
8 市 債		31,400
	1 市 債	31,400

歳入合計	259,428
------	---------

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		4,240
	1 総務管理費	4,240
2 事業費		206,650
	1 事業費	206,650
3 公債費		47,538
	1 公債費	47,538
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		259,428

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	31,400 千円	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金 融機構資金については、その 融資条件、銀行その他の場合 にはその債権者と協定する ところによる。ただし、市財政 の都合により線上償還し、又 は低利債に借り換えることが できる。
計	31,400			



## 令和3年度飯能市介護保険特別会計予算

令和3年度飯能市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,931,580千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用する場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 保 険 料		1,692,733
	1 介 護 保 険 料	1,692,733
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,310,048
	1 国 庫 負 担 金	1,102,339
	2 国 庫 補 助 金	207,709
4 支 払 基 金 交 付 金		1,785,206
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,785,206
5 県 支 出 金		1,048,202
	1 県 負 担 金	987,260
	2 県 補 助 金	60,942
6 財 産 収 入		1,415
	1 財 産 運 用 収 入	1,415
7 繰 入 金		1,083,878
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,020,864

(単位:千円)

款	項	金額
	2 基 金 繰 入 金	63,014
8 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
9 諸 収 入		97
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	11
	2 雜 入	86
歳 入	合 計	6,931,580

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		80,365
	1 総務管理費	15,533
	2 徴収費	6,965
	3 介護認定審査会費	57,759
	4 事業計画策定委員会費	108
2 保険給付費		6,429,531
	1 介護サービス等諸費	5,813,993
	2 介護予防サービス等諸費	175,865
	3 その他の諸費	3,314
	4 高額介護サービス等費	169,294
	5 高額医療合算介護サービス等費	20,554
	6 特定入所者介護サービス等費	246,511
3 地域支援事業費		413,547
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	146,751
	2 一般介護予防事業費	35,239
	3 包括的支援事業・任意事業費	231,179
	4 その他の諸費	378

(単位:千円)

款	項	金額
4 基 金 積 立 金		1,416
	1 基 金 積 立 金	1,416
5 公 債 費		1,316
	1 公 債 費	1,316
6 諸 支 出 金		1,405
	1 償還金及び還付加算金	1,405
7 予 備 費		4,000
	1 予 備 費	4,000
歳 出	合 計	6,931,580

## 令和3年度飯能市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度飯能市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,084,125千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		881,751
	1 後期高齢者医療保険料	881,751
2 繰 入 金		194,761
	1 一般会計繰入金	194,761
3 繰 越 金		3,000
	1 繰 越 金	3,000
4 諸 収 入		4,613
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 償還金及び還付加算金	4,300
	3 雜 入	12
歳 入 合 計		1,084,125

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		16,529
	1 総務管理費	13,344
	2 徴 収 費	3,185
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,062,296
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,062,296
3 諸 支 出 金		4,300
	1 償還金及び還付加算金	4,300
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,084,125



## 令和3年度飯能市訪問看護ステーション特別会計予算

令和3年度飯能市の訪問看護ステーション特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 訪問看護収入		20,251
	1 訪問看護収入	15,430
	2 介護支援収入	4,821
2 使用料及び手数料		164
	1 使用料	164
3 繰入金		32,979
	1 一般会計繰入金	32,979
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		33
	1 雜入	33
歳入合計		54,427

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		36,851
	1 総務管理費	36,851
2 事業費		16,576
	1 事業費	16,576
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	54,427



## 令和3年度飯能市水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	37, 250戸
( 給水世帯数 )	(35, 460世帯)
(2) 年間総配水量	10, 035, 300m <sup>3</sup>
(3) 1日平均配水量	27, 494m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 老朽管布設替事業	280, 712千円
ロ 配水管網整備事業	150, 100千円
ハ 取水・浄水・配水施設等整備事業	87, 047千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1, 843, 061千円	
第1項 営業収益	1, 592, 903千円	
第2項 営業外収益	249, 852千円	
第3項 特別利益	306千円	

	支 出
第1款 水道事業費用	1, 751, 712千円
第1項 営業費用	1, 678, 665千円
第2項 営業外費用	69, 192千円
第3項 特別損失	855千円
第4項 予備費	3, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額579, 610千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49, 096千円、過年度分損益勘定留保資金530, 514千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資本的収入	371, 326千円
第1項 企業債	300, 000千円
第2項 負担金	71, 326千円
	支 出
第1款 資本的支出	950, 936千円
第1項 建設改良費	658, 030千円
第2項 企業債償還金	292, 906千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 250,000	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
取水・浄水・配水施設等整備事業	50,000	同 上	同 上	同 上
計	300,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

185,230千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,779千円と定める。

## 令和3年度飯能市下水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	25,600戸
(2) 年間有収水量	6,091,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均有収水量	16,688m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 汚水管きょ整備事業	194,810千円
ロ 雨水管きょ整備事業	500,000千円
ハ 净化センター地震対策事業	185,000千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	1,952,205千円	
第1項 営業収益	1,206,234千円	
第2項 営業外収益	657,917千円	
第3項 附帯事業収益	88,000千円	

第4項 特 別 利 益	54千円
	支 出
第1款 下水道事業費用	1,860,375千円
第1項 営 業 費 用	1,605,860千円
第2項 営 業 外 費 用	173,454千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	60,951千円
第4項 特 別 損 失	10,110千円
第5項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額441,336千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,582千円、過年度分損益勘定留保資金98,950千円、当年度分損益勘定留保資金317,804千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資 本 的 収 入	
第1項 企 業 債	1,194,138千円
第2項 負担金及び分担金	530,000千円
第3項 他 会 計 補 助 金	34,286千円
第4項 国 庫 補 助 金	255,602千円
	支 出
第1款 資 本 的 支 出	374,250千円
第1項 建 設 改 良 費	1,635,474千円
第2項 企 業 債 償 還 金	976,802千円
	658,672千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事  項	期  間	限  度  領
笠縫雨水幹線建設工事委託料	令和4年度	385,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 530,000	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率の見 直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融 機構資金については、その融 資条件、銀行その他の場合には その債権者と協定するところ による。ただし、企業財政の都 合により繰上償還し、又は低利 債に借り換えることができる。
計	530,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 紙 与 費 128, 542千円  
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、306, 187千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2, 786千円と定める。